

【シンガポール】意匠出願の新規性に関する通達（Circular No.4/2019）について

2019年12月12日  
ジェトロ・バンコク事務所

シンガポール知的財産庁は、2019年11月29日、「意匠出願の新規性に関する供述書の確認に関する通達」（Circular No.1/2019）に関連して、新たな通達（Circular No.4/2019）を発行した。

同通達では、審査官が意匠出願について新規性がないことを理由に出願拒絶する場合、オフィスアクションの中に新規性がないとする根拠となる別の意匠を例示しなければならないこととされている。

URL 等

[https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/design/circulars/2019/\(2019\)-circular-4---checks-on-declaration-of-novelty-in-design-applications.pdf](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/design/circulars/2019/(2019)-circular-4---checks-on-declaration-of-novelty-in-design-applications.pdf)

本内容は、日本貿易振興機構が 2019 年 12 月現在、TMI Associates (Thailand) Co., Ltd. 等より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。